

3 免税販売の対象となる物品

(免税対象物品)

問6 免税販売の対象となる物品について教えてください。

【答】

免税販売の対象となる物品（以下「免税対象物品」といいます。）は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品です。

したがって、事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、免税対象物品に含まれません（免税購入対象者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です。）。通常生活の用に供する物品について、詳しくは問7をご参照ください。

また、実際に免税販売の対象となるのは、一般物品（免税対象物品のうち消耗品以外のものをいいます。）又は消耗品の区分に応じて、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が次表の基準を満たすものとされています（消法8①、消令18②ニ⑭）。

免税対象物品の区分	販売価額（税抜）の合計額
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）	5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5千円以上50万円以下

そのほか、一般物品と消耗品のそれぞれの販売価額（税抜）が5千円未満であったとしても、その合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問34参照）することで、免税販売することができます。この場合、当該一般物品は、消耗品として取り扱うこととなります。免税販売を行うことができる金額の判定等について、詳しくは問14をご参照ください。

なお、「金又は白金の地金」は免税対象物品から除かれています（消令18②一）。

(通常生活の用に供する物品)

問7 「通常生活の用に供する物品」について教えてください。

【答】

免税対象物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品とされ（消令18②）、事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は免税対象物品には含まれません。その物品が通常生活の用に供する物品に該当するかどうかについては、輸出物品販売場を営む事業者が、例えば、以下のような事項を総合勘案して判定することとなります。

- (1) 反復継続的な購入や販売場から携帯して持ち帰ることがおよそ困難である数量の物品の購入である等、当該物品の大きさや用途、販売状況（販売回数、販売数量及び販売金額等）から判断して、事業用や販売用としての購入と見込まれないかどうか。
- (2) 購入される物品の配送先として、国内に所在する個人の住所や法人の事業所等が指定されていないかどうか。
- (3) 提示された旅券等とは別名義のクレジットカードを用いた決済や別名義のポイントカードの提示が行われていないかどうか。
- (4) 継続的な事前注文による購入であったり、その決済方法が掛け売りや振込みとなっていたりしていないかどうか。
- (5) その他、事業用や販売用として購入されることが明らかであると見込まれる事情がないかどうか。

(事業用のための購入)

問8 輸出物品販売場において、外国人事業者に対して免税販売することはできますか。

【答】

輸出物品販売場における免税販売の対象となる物品は、通常生活の用に供する物品に限られます（消令18②）。

したがって、事業用又は販売用として購入されるものは、免税販売の対象とならないため、外国人事業者に対して免税販売することはできません。通常生活の用に供する物品について、詳しくは問7をご参照ください。

(注) 輸出物品販売場を営む事業者自らが、外国人事業者の指定する国へ輸出する場合には、消費税法第7条の輸出免税の規定の適用を受けることができます。この場合には、以下の書類等の保存が必要となります（消法7②、消規則5、消基通7-2-23）。

- ① 輸出許可を受ける貨物の場合
輸出許可書（税関長が証明した書類）

- ② 価額20万円超の資産を郵便物として輸出する場合
輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ③ 価額20万円以下の資産を郵便物として輸出する場合
 - ・ 小包郵便物又はEMS郵便の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類及び発送伝票等の控え
 - ・ 通常郵便の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

（消耗品の範囲）

問9 「消耗品」とはどのようなものをいうのですか。

【答】

消耗品とは、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品をいいます（消令18②二）。
なお、消耗品と一般物品のいずれに該当するかは、個々の物品の性質に応じて判断することとなります。

（レジ袋の取扱い）

問10 当店は、プラスチック製買物袋の有料化の取組として、「レジ袋」を有償で販売しています。「レジ袋」は一般物品と消耗品のどちらに該当しますか。

【答】

商品の販売に際して、購入者がその商品の持ち運びに用いるための買物袋、いわゆる「レジ袋」については、一般物品に該当します。

（一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合）

問11 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合には、当該資産を消耗品として免税販売の手続を行うとのことですが、この「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、どのような場合をいうのですか。

【答】

「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、以下のように一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合をいい、消耗品として免税販売手続を行います（消令18④一、消基通8-1-3）。

なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一的一般物品に該当し、一般物品として免税販売手続を行います（消基通8-1-3）。

【一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合の例】

おもちゃ付き菓子、ポーチ付き化粧品、グラス付き飲料類

【一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合の例】

必要最小限の乾電池が付属した電化製品、インクカートリッジが装着されたプリンタ

(免税で購入した消耗品を国内において消費した場合)

問12 免税購入対象者が免税で購入した消耗品を国内において消費してしまった場合、どうなりますか。

【答】

免税で購入した消耗品について、国内において一部でも消費した場合には、出国する際に免税対象物品を携帯していない(輸出しない)こととなるため、免税購入対象者の出国時に、その出港地を所轄する税関長が、当該免税購入対象者から免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとなります(消法8③、消基通8-1-5)。

(免税対象金額の判定)

問13 当社が経営する輸出物品販売場では、一般物品と消耗品の両方を取り扱っていますが、免税対象金額の判定はどのように行うのですか。

【答】

一般物品については、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の一般物品の販売価額(税抜)の合計額が5千円以上であるか、また、消耗品については、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の消耗品の販売価額(税抜)の合計額が5千円以上50万円以下の範囲内であるかの判定を行うこととなります(消令18②二⑭)。

なお、一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合(組合せ商品の場合)には、消耗品として免税対象金額の判定を行うこととなります(問11参照)。

(一般物品を指定された方法により包装して免税販売する場合の免税販売金額の判定)

問14 一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、当該一般物品について他の消耗品と合算して免税販売金額の判定を行うことができるのですが、具体的にはどのように行うのですか。

【答】

一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装(問34参照)することで、当該一般物品を消耗品として免税対象金額の判定を行うことができます(消令18④二)。

具体的には、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の「指定

された方法により包装した一般物品」と「消耗品」の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上50万円以下であるかにより、免税対象金額の判定を行うこととなります（消令18②二⑭二）。

したがって、一般物品と消耗品のそれぞれの販売価額が5千円未満であったとしても、指定された方法により包装した一般物品と消耗品の合計額が5千円以上である場合は、これらを合わせて消耗品として免税販売することができます。

この取扱いにより消耗品と合算する一般物品は、指定された方法により包装されている場合、必ずしも消耗品と一緒に包装する必要はありません。

（注1） 一般物品を指定された方法により包装し、消耗品として販売するかについては、輸出物品販売場を経営する事業者の判断に委ねられています。

（注2） 指定された方法により包装された一般物品は、消耗品として取り扱われるため、その包装を開封せずに国外に持ち出す必要があります。

（注3） 免税手続カウンターにおける免税販売の対象となる下限額以上であるかの判定については、問88をご参照ください。

<具体例>

① 1個4千円（税抜）の一般物品と1個2千円（税抜）の消耗品を免税販売する場合
一般物品及び消耗品の双方が5千円未満ですが、一般物品と消耗品いずれも指定された方法により包装して一般物品を消耗品として販売することで、消耗品としての販売価額の合計額が5千円以上となることから、免税販売の対象となります。

② 1個2千円（税抜）の一般物品と1個7千円（税抜）の消耗品を免税販売する場合
一般物品は5千円未満ですが、一般物品と消耗品いずれも指定された方法により包装して、一般物品を消耗品として販売することで、消耗品としての販売額の合計額が5千円以上となることから、免税販売の対象となります。

③ 1個1万円（税抜）と1個2千円（税抜）の一般物品及び1個4千円（税抜）の消耗品を免税販売する場合
一般物品の合計額は、5千円以上であるため、免税販売の対象となりますが、消耗品は4千円であるため、消耗品のみでは免税販売の対象とはなりません。しかしながら、1個1万円（税抜）の一般物品を一般物品として免税販売し、1個2千円（税抜）の一般物品と1個4千円（税抜）の消耗品のいずれも指定された方法により包装して、消耗品として販売する場合、全ての商品を免税販売の対象とすることができます。この場合、一般物品の販売価額（税抜）の合計額は1万円、消耗品の販売価額（税抜）の合計は6千円となります。

なお、1個1万円（税抜）と1個2千円（税抜）の一般物品及び1個4千円（税抜）の消耗品のいずれも指定された方法により包装して、全て消耗品として免税販売することもできます。この場合、消耗品の販売価額（税抜）の合計は1万6千円となります。

(消耗品の販売価額の合計額が50万円を超える場合)

問15 消耗品については、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額の合計額が5千円以上50万円以下の範囲内のものが免税販売の対象となるのですが、販売価額の合計額が50万円を超える場合の取扱いを教えてください。

【答】

消耗品については、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額(税抜)の合計額が5千円以上50万円以下の範囲内のものに限り免税販売の対象となります(消令18②二⑭二)。販売価額(税抜)の合計額が50万円を超える場合の取扱いは、次のとおりです。

① 1個60万円(税抜)の消耗品を販売する場合

消耗品の販売価額(税抜)が50万円を超えるため、1個60万円の消耗品については、免税販売の対象となりません。

② 1個40万円(税抜)の消耗品と1個20万円(税抜)の消耗品を販売する場合

消耗品の販売価額(税抜)の合計額が50万円を超えるため、1個40万円の消耗品と1個20万円の消耗品のいずれか一方のみ、免税販売の対象となります。

③ 1個60万円(税抜)の消耗品と1個4千円(税抜)の消耗品を販売する場合

1個60万円の消耗品は、その販売価額(税抜)が50万円を超えているため、免税販売の対象となりません。

また、1個4千円の消耗品は、その販売価額(税抜)が5千円以上でないため、免税販売の対象となりません。

④ 1個5万円(税抜)の消耗品を12個販売する場合

1個5万円の消耗品10個までは免税販売の対象となり、残りの2個については免税販売の対象となりません。

(注) 消耗品として取り扱う一般物品(問14参照)についても同様です。